

直前対策！ インボイス制度の おさらい

税理士法人報徳事務所

1. 適格請求書（インボイス）の発行

- (1) インボイスの様式
- (2) T K Cシステムの対応

2. 適格請求書発行事業者の登録

3. 適格請求書発行事業者からの仕入れ

- (1) 仕入インボイスの確認
- (2) 仕入インボイスの保存
- (3) T K Cシステムの対応

4. インボイスの保存が免除される取引

- (1) 取引の種類
- (2) T K Cシステムの対応

5. 経過措置について

- (1) 免税事業者等からの課税仕入れ
- (2) 小規模事業者に対する納税額に係る軽減措置
- (3) 中小事業者等に対する事務負担の軽減措置

6. 返還インボイスの交付義務免除

インボイス制度のおさらい

1. 適格請求書（インボイス）の発行

(1) インボイスの様式

- ▶ 令和5年10月以降、適格請求書発行事業者は、仕入先の求めに応じて、適格請求書（インボイス）の発行が義務付けられています。
- ▶ これまでの区分記載請求書との違いは以下の通りです。

インボイスのイメージ

株〇〇御中 ⑥ 請求書

② ××年11月分

11/1	牛肉 ※	5,400円
11/2	小麦粉 ※	2,160円
⋮		⋮
11/30	ビール	6,600円
※ 軽減税率対象 ③		合計 87,200円
		うち消費税 7,200円
(10%対象 40,000円)		消費税4,000円
(8%対象 40,000円) ⑤		消費税3,200円

④

① △△(株)
登録番号 T1234567890123

下線の項目が区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。

- ①適格請求書発行事業者の氏名または名称及び登録番号
- ②取引年月日
- ③取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜きまたは税込み）及び適用税率
- ⑤消費税額等（端数処理は1インボイス当たり、税率ごとに1回ずつ）
- ⑥書類の交付を受ける事業者の氏名または名称

（注）簡易インボイスの記載事項は上記①から⑤となり（ただし、「適用税率」「消費税額等」はいずれか一方の記載で足りる）、上記⑥の「書類の交付を受ける事業者の氏名または名称」は記載不要です。

インボイス制度のおさらい

1. 適格請求書（インボイス）の発行 (2) TKCシステムの対応

- ①FX2クラウド(販売管理機能)、FXまいスタークラウド(販売管理機能)及びSXシリーズは、インボイスの要件を満たした請求書・納品書を発行可能です。
- ②さらにインボイスである旨を明示できます。



インボイスに必要な記載事項を網羅した請求書を発行できます

請求書

〒120-0012 東京都足立区青井1-X

令和5年10月31日(令和5年10月1日～令和5年)

① ABCマーケット

② T1234567890123 ABC株式会社

株式会社 岡野企画 御中

〒320-0014 栃木県宇都宮市大宮1-X
S C Gビル
TEL:028-000-0000 FAX:028-000-0001

毎度ありがとうございます。下記のとおりご購入申し上げます。

品名	数量	単価	金額	税率	税額	合計金額
【税別】内訳	0	0	0	0	0	0
【標準税率】	58,800	0	58,800	4.944	2,944	61,744
【軽減税率】	0	0	0	0	0	0
【合計】			58,800	4.944	2,944	61,744

※前記載事項はインボイスに該当しますので、適切に保管してください。

インボイスに必要な記載事項

(網掛けは、これまでの区分記載請求書にはなかった項目です。)

- 適格請求書発行事業者の氏名または名称
- 適格請求書発行事業者の登録番号
- 取引年月日
- 取引内容
- 軽減税率の対象品目である旨
- 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜または税込)
- 適用税率
- 税率ごとに区分した消費税額等
- 書類の交付を受ける事業者の氏名または名称



受け取る相手に親切なインボイス

取引先は、貴社が発行した書類のうち、どの書類がインボイスであるか判別する必要があります。取引先に負担をかけないよう、インボイスであることが一目でわかる工夫を施しています。

〒120-0012 東京都足立区青井1-X

株式会社 岡野企画 御中

TEL:03-0000-0000 000382

納品書

納品日: 令和5年10月1日 伝票番号: 123456

ABCマーケット

T1234567890123 ABC株式会社

代表取締役社長 野田 静美

〒320-0014 栃木県宇都宮市大宮1-X
S C Gビル
TEL:028-000-0000 FAX:028-000-0001

担当: 営業担当者□□□□□□

金当書類はインボイスに該当しますので、適切に保管してください。

区分	商品名	数量	単価	金額	税率	備考
ニュートンJ R					10%	
						(00000000000000000003)

国税庁の公表サイトに登録済みの「氏名または名称」を表示します。これにより、発行者の実在性を確認できます。

インボイスかどうか、一目でわかるようメッセージを表示します。

「インボイスかどうか一目でわかるメッセージ」の表示パターン

インボイスとする書類の場合

令和5年9月30日まで | インボイス制度開始前
※令和5年10月1日以降、当書類がインボイスとなります。

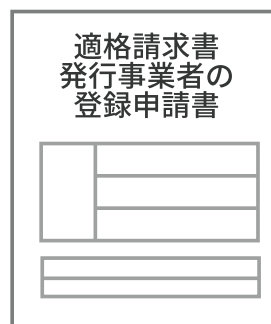
令和5年10月1日以降 | インボイス制度開始後
※当書類はインボイスに該当しますので、適切に保管してください。

インボイス以外の場合

※当書類はインボイスではありません。

2. 適格請求書発行事業者の登録

- インボイスの交付は「**適格請求書発行事業者**」に限られます。
- 適格請求書発行事業者になるためには、「**適格請求書発行事業者の登録申請書**」を所轄税務署に提出する必要があります。
- また、国税庁のインボイス制度適格請求書発行事業者公表サイトには、**屋号（お店の名前）**や**所在地を公表**できます。屋号や所在地を公表することで、取引先が公表サイトの情報を確認しやすくなります。
- 公表するためには「**適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書**」の提出が必要です。



3. 適格請求書発行事業者からの課税仕入れ

仕入インボイスを受け取ったら実施すること

(1) 仕入インボイスの確認

- ①取引先が**適格請求書発行事業者**であるかどうかを確認する
- ②取引先から受け取った**書類の種類・様式等**を確認する

(2) 仕入インボイスの保存

【仕入インボイスとは】

取引先（適格請求書発行事業者）が発行した課税仕入れにかかる適格請求書（インボイス）のことを仕入インボイスと呼んでいます。

※インボイス制度では、適格請求書（インボイス）を保存しないと、原則、仕入税額控除ができなくなります。

インボイス制度のおさらい

3. 適格請求書発行事業者からの課税仕入れ

(1) 仕入インボイスの確認

①取引先が**適格請求書発行事業者**であるかどうかを確認する

国税庁の[インボイス制度適格請求書発行事業者公表サイト](#)で取引先の事業者登録番号を入力して、取引先が適格請求書発行事業者であることを確認します。

②取引先から受け取った**書類の種類・様式等**を確認する

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...		
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

ヨーグルト*	1	¥108
カップラーメン*	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324
10%対象		¥550
内 消費税額		¥24
内 消費税額		¥50
お預り		¥1,000
お釣		¥126

(出典:「適格請求書等保存方式の概要—インボイス制度の理解のために—」国税庁(令和4年7月)、一部改変)

3. 適格請求書発行事業者からの課税仕入れ

(1) 仕入インボイスの確認

③ こんなときはどうする？

1) 請求書等に事業者登録番号が記載されていない場合

取引先が適格請求書発行事業者か否か確認します。適格請求書発行事業者の場合、事業者登録番号を記載した請求書等の再発行を要請します（他の書類等とのセットにより、インボイスの要件を満たしている場合を除く）。

2) 請求書等に事業者登録番号は記載されているが、インボイスの要件を満たしていない場合

インボイスの要件を満たした請求書等の再発行を要請します。他の書類等とのセットにより、インボイスの要件を満たしている場合には、どの書類をもってインボイスとするか改めて取引先に確認します。

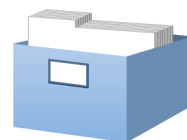
インボイス制度のおさらい

3. 適格請求書発行事業者からの課税仕入れ

(2) 仕入インボイスの保存

➤ 保存方法は次の3つです。

① 紙のまま保存する



② 紙をスキャンして保存する



③ 電子取引データを保存する



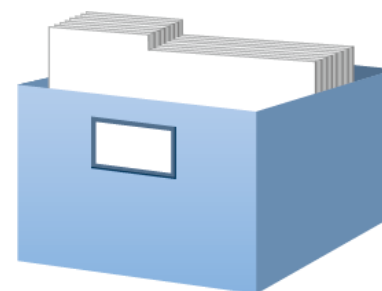
インボイス制度のおさらい

3. 適格請求書発行事業者からの課税仕入れ

(2) 仕入インボイスの保存

① 紙のまま保存する場合

- 紙で受け取ったインボイスは、**これまでどおり紙で保存しておいて問題ありません。**
- 種類ごとに分類し、証憑書綴に貼り付ける等して、整理・保存しましょう。証憑書番号（証第〇〇号）の記入を行い、仕訳との関連性を明確にしておく必要があります。



3. 適格請求書発行事業者からの課税仕入れ

(2) 仕入インボイスの保存

②紙をスキャンして保存する場合

- 電子帳簿保存法が改正され、事前の届出なしに紙の領収書等（証憑）をスキャンして保存することができるようになりました。
- 受け取ったインボイスについても**スキャナで読み取り、電子的に保存することができます。**
- 会計システムとスキャナ保存のシステムとが連携し、仕訳との紐づけができるシステムを選択することが重要です。



インボイス制度のおさらい

3. 適格請求書発行事業者からの課税仕入れ

(2) 仕入インボイスの保存

③ 電子取引データを保存する場合

- 電子取引データ（PDFで送られてくるインボイス等）は、**電子のまま保存しなければなりません。**

【電子取引データとは？】

メールやWebサイト上で受け取った請求書や領収書などのことです。令和5年12月末までは宥恕措置が設けられており、電子取引データを印刷して保存することが認められていますが、**令和6年1月1日以降**は、これらの書類を紙で印刷して保存することは認められなくなり、電子での保存が必要になります。



インボイス制度のおさらい

3. 適格請求書発行事業者からの課税仕入れ

(3) TKCシステムの対応

① 適格請求書発行事業者のチェック機能

- TKCシステムでは、**適格請求書発行事業者のチェック機能**を設けています。
- 仕訳入力時・月次決算時・年次決算と、複数回に渡って取引先が適格請求書発行事業者かどうか自動でチェックし、失効・取消や新規設立法人の可能性などをお知らせします。



TKCのデータセンターに構築した独自のデータベース*に登録番号を照会する仕組みのため、国税庁の公表サイトへのアクセス集中が心配される月次決算時・年次決算時にもスムーズにご利用いただけます。

※国税庁の「適格請求書発行事業者公表サイト」のすべての事業者登録番号と適格請求書発行事業者データを入手し随時更新しています。

インボイス制度のおさらい

3. 適格請求書発行事業者からの課税仕入れ

(3) TKCシステムの対応

① 適格請求書発行事業者のチェック機能

Check

- 適格請求書発行事業者の情報（事業者登録番号・発行日・失効日）
- 「免税事業者等からの課税仕入れ」について、取引先が適格請求書発行事業者ではないか？
- 「適格請求書発行事業者からの課税仕入れ等」について、事業者登録番号が有効か？

インボイス制度のおさらい

3. 適格請求書発行事業者からの課税仕入れ

(3) TKCシステムの対応

① 適格請求書発行事業者のチェック機能

- 「証憑保存機能」を利用すると、取引先が適格請求書発行事業者かどうか、書類を読み取ったタイミングで確認できます。

前へ 次へ 取引内容の読取位置を表示 戻る

管理番号 修正 :

保存 削除

取引内容の編集

書類の種類 (210) 領収書 (電子)
書類の分類 (200) 領収書

発行日 2023年03月23日09時36分
発行番号 No.E003221208477150322

えきねっと ご利用票兼領収書
下記の金額を、確かに領収しました。

東日本旅客鉄道株式会社
登録番号: T9011001029597

取引年月日 2023年03月23日
電話番号
事業者登録番号 T9011001029597
取引先名 東日本旅客鉄道株式会社
取引金額 8,980円
消費税等
備考

宛名 株式会社TKC
株式会社TKC様

金額 ¥8,980(税込10%) クレジットカード利用(カード番号下4桁: 5235)

但し きっぷのご購入代金として

きっぷの明細 (行きの列車)

予約番号 E00322
購入日 2023年03月21日
乗車日 2023年03月22日
列車名・区間 やまびこ122号自由席(乗車券込み)
宇都宮 → 東京
ご利用人数 おとな1名

①書類から事業者登録番号を読み取ります。

②事業者登録番号から事業者名を検索し、「取引先名」にセットします。

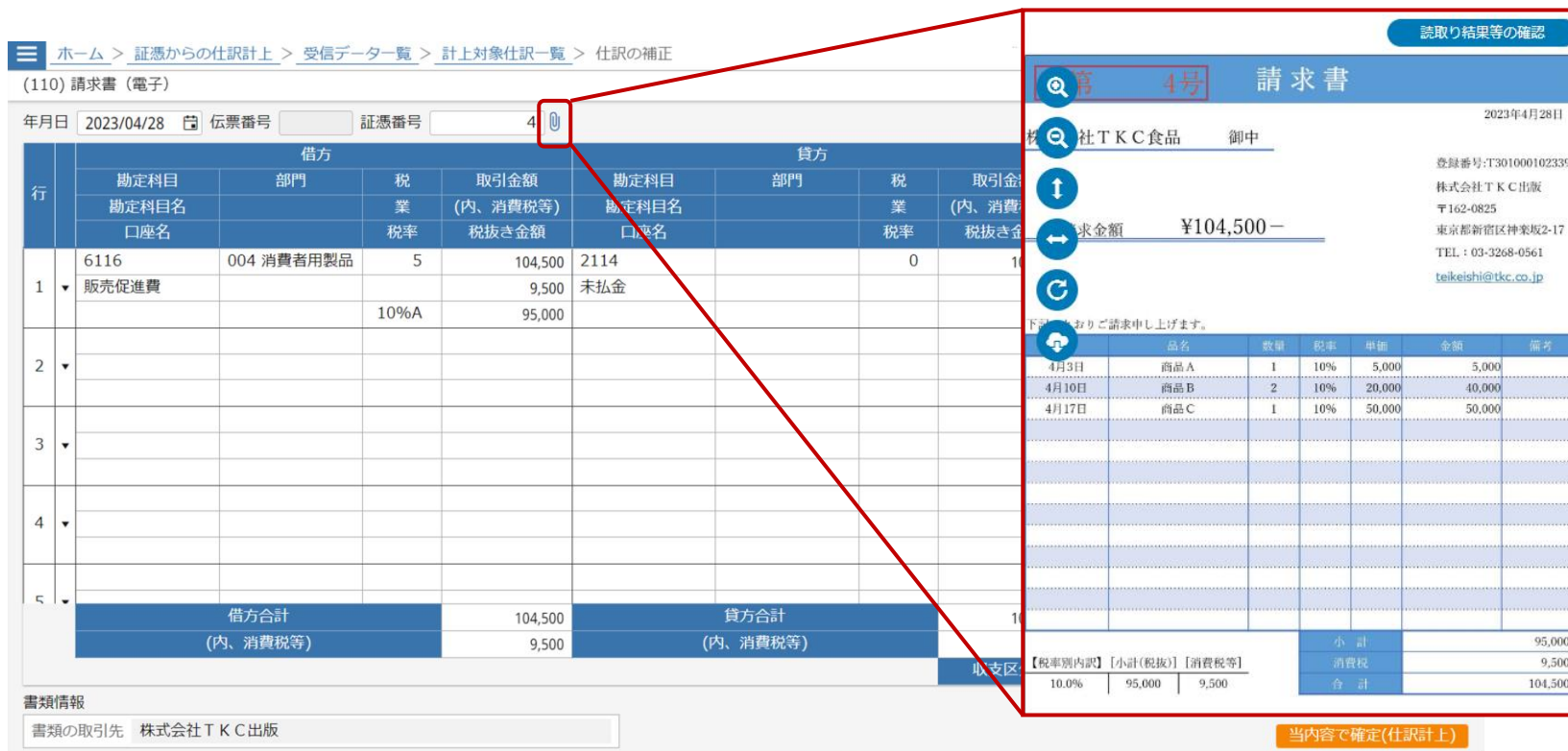
インボイス制度のおさらい

3. 適格請求書発行事業者からの課税仕入れ

(3) TKCシステムの対応

②保存したインボイスからの仕訳計上

- 「証憑保存機能」で保存したインボイスから仕訳を計上すると同時に、仕訳と証憑が紐づきます。



ホーム > 証憑からの仕訳計上 > 受信データ一覧 > 計上対象仕訳一覧 > 仕訳の補正

(110) 請求書 (電子)

年月日 2023/04/28 伝票番号 証憑番号 4

行	借方				貸方			
	勘定科目 勘定科目名 口座名	部門	税 業 税率	取引金額 (内、消費税等) 税抜き金額	勘定科目 勘定科目名 口座名	部門	税 業 税率	取引金額 (内、消費税等) 税抜き金額
1	6116 販売促進費	004 消費者用製品	5 10%A	104,500 9,500 95,000	2114 未払金		0	
2								
3								
4								
5	借方合計 (内、消費税等)			104,500 9,500	貸方合計 (内、消費税等)			

書類情報
書類の取引先 株式会社TKC出版

請求書
社TKC食品 御中
2023年4月28日
登録番号: T3010001023392
株式会社TKC出版
〒162-0825
東京都新宿区神楽坂2-17
TEL: 03-3268-0561
teikeishi@tkc.co.jp

請求金額 ¥104,500-

日	品名	数量	税率	単価	金額	備考
4月5日	商品A	1	10%	5,000	5,000	
4月10日	商品B	2	10%	20,000	40,000	
4月17日	商品C	1	10%	50,000	50,000	

【税率別内訳】 [小計(税抜)] [消費税等]

10.0%	95,000	9,500
-------	--------	-------

小計 95,000
消費税 9,500
合計 104,500

当内容で確定(仕訳計上)

インボイス制度のおさらい

3. 適格請求書発行事業者からの課税仕入れ

(3) TKCシステムの対応

③ 電子取引データの保存に完全対応

➤ TKCシステムは、**改正電子帳簿保存法に完全準拠**しています。



電子取引データ保存義務化への対応も万全です!

標準搭載の証憑保存機能を使えば、メール等で受け取ったPDFのインボイス等を手間なく“かんたん”に、しかも法令に準拠した形で保存できます。インボイス制度開始を機に、電子取引データを受け取る機会が増えることが想定されますが、TKCシステムなら安心です。

POINT

- 1 PDFファイル等をドラッグアンドドロップする“かんたん”な操作で電子取引データを保存
- 2 あらかじめ初期値が登録されているため初期設定も“かんたん”



(有恩規定)

令和5年
12月31日
まで

電子取引とは?

メールやWebサイト上で受け取った請求書や領収書。令和6年1月からは、これらの書類を紙で印刷して保存することは認められなくなり、電子での保存が必要になります。

インボイス制度のおさらい

3. 適格請求書発行事業者からの課税仕入れ

【ご参考】「証憑保存機能」のご紹介

- 「証憑保存機能」の詳細については「3ステップで設定完了 今から始めよう！インボイス制度対応（証憑保存機能）」をご確認ください。インボイス制度開始後の手間が削減され、経理処理が大幅に効率化されます。



4. インボイスの保存が免除される取引

(1) 取引の種類

- インボイスを受け取ることが困難な以下の取引については、**一定事項を記載した帳簿のみの保存**で仕入税額控除が認められます。


- ①3万円未満の公共交通機関（鉄道、バス、船舶）による旅客の運賃
- ②適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）が記載されている入場券等が使用の際に回収される取引（①に該当するものを除きます。）
- ③郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出されたものに限り。）
- ④従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等
- ⑤3万円未満の自動販売機及び自動サービス機からの商品の購入等
- ⑥古物営業、質屋、宅地建物取引を営む事業者が適格請求書発行事業者でない者から、古物、質物または建物を、当該事業者の棚卸資産として取得する取引
- ⑦適格請求書発行事業者でない者からの再生資源及び再生部品（購入者の棚卸資産に該当するものに限り。）の購入

4. インボイスの保存が免除される取引

(2) TKCシステムの対応

- TKCシステムでは、課税仕入れ（課税区分[5]等）の仕訳入力時に、取引先が適格請求書発行事業者であることをチェックします。
- なお、**インボイスの保存義務が免除される課税仕入れを処理する勘定科目及び口座を設定**できます。これらの勘定科目、口座の取引では、チェックを行わないようになります。

確認 ×

 この勘定科目(口座)は、インボイスがなくても課税区分[5][6][7]で入力可能と設定されています。このため、免税事業者等からの課税仕入れであっても、仕入税額を全額控除できる場合は、課税区分[5][6][7]を入力してください。課税区分を修正しますか？

インボイス制度のおさらい

5. 経過措置について

- インボイス導入から**6年間**は、経過措置に配慮する必要があります。
- また、返還インボイス交付義務免除の措置は経過措置でないことも注意が必要です。

	当初3年間 令和5年10月1日～ 令和8年9月30日	次の3年間 令和8年10月1日～ 令和11年9月30日	令和11年10月1日～
免税事業者等からの課税仕入れ	80%控除可能	50%控除可能	0%控除
小規模事業者に対する納税額に係る軽減措置 ^(注)	売上税額の2割に軽減	—	—
中小事業者等に対する事務負担の軽減措置	1万円未満の課税仕入れはインボイス不要		—
返還インボイス交付義務免除	売上げに係る対価の返還等が税込1万円未満は返還インボイス不要 ※恒久措置		

(注) 適格請求書発行事業者の令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間

5. 経過措置について

(1) 免税事業者等からの課税仕入れ

①内容

- 免税事業者等からの課税仕入れであっても、**仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置**が設けられています。
 - 1)令和5年10月1日～令和8年9月30日 : 80%
 - 2)令和8年10月1日～令和11年9月30日 : 50%
- この経過措置の適用を受けるためには、**区分記載請求書の保存と帳簿に「80%控除対象」など、経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨の記載**が必要です。

5. 経過措置について

(1) 免税事業者等からの課税仕入れ

②TKCシステムの対応

- 免税事業者等からの課税仕入れを処理する、以下の**6つの課税区分を追加**し、仕訳の都度、一定割合を乗じた消費税額を計算します。

[52] 免税事業者等からの課税仕入れ（課税売上げ）

[53] 同課税仕入れ（免税事業者等）に係る対価の返還

[62] 免税事業者等からの課税仕入れ（非課税売上げ）

[63] 同課税仕入れ（免税事業者等）に係る対価の返還

[72] 免税事業者等からの課税仕入れ（売上げ共通）

[73] 同課税仕入れ（免税事業者等）に係る対価の返還

5. 経過措置について

(1) 免税事業者等からの課税仕入れ

②TKCシステムの対応

- 仕訳で課税区分 [52] 等が入力された場合、消費税額等を次の通り計算します。

入力期間	税額控除割合	消費税額等の計算※
令和 5年10月 1日から 令和 8年 9月30日まで	80%	取引金額(税込み) $\times\frac{10}{110}\times 80\%$
令和 8年10月 1日から 令和11年 9月30日まで	50%	取引金額(税込み) $\times\frac{10}{110}\times 50\%$
令和11年10月 1日以降	0%	取引金額(税込み) $\times\frac{10}{110}\times 0\%$

※消費税率10%の場合

5. 経過措置について

(1) 免税事業者等からの課税仕入れ

②TKCシステムの対応

- なお、仕訳帳・元帳の「事業」列（事業区分を表示する欄）に控除割合（80or50）を表示した上で、欄外に次のような注釈を表示します。

※「事業」列には、課税区分が[52][53][62][63][72][73]の場合、免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける控除割合を表示しています。

5. 経過措置について

(2) 小規模事業者に対する納税額に係る軽減措置

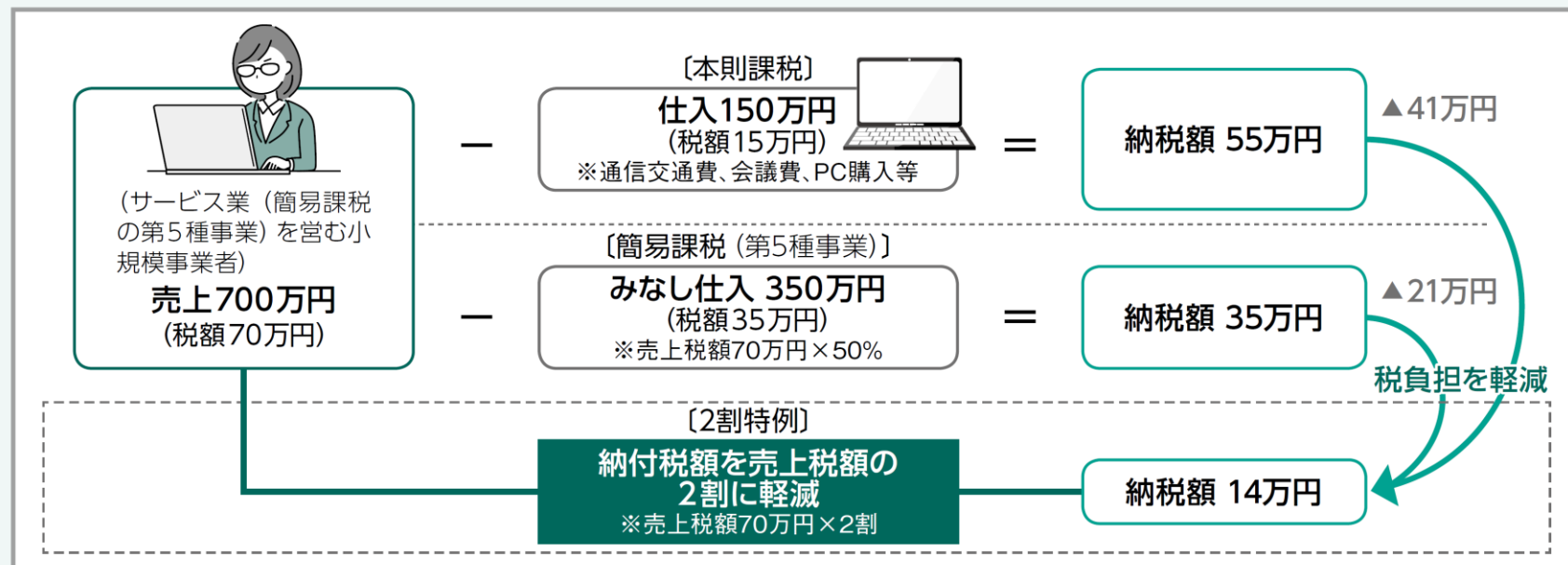
- **納税額を売上税額の2割に軽減する激変緩和措置が3年間（令和5年10月1日～令和8年9月30日）設けられます。**
- **【対象者】**
 - ①免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けて、登録日から課税事業者となる者
 - ②免税事業者が課税事業者選択届出書を提出した上で登録を受けて適格請求書発行事業者となる者
- また、簡易課税を選択していても、申告のタイミングにおいて、簡易課税を適用した方が良いのか、それともこの特例を適用した方が良いのか、**有利不利を判定して申告できる**こととされています。

インボイス制度のおさらい

5. 経過措置について

(2) 小規模事業者に対する納税額に係る軽減措置

課税売上高が700万円、課税仕入高が150万円の場合のイメージ



上記の特例は、簡易課税制度を適用した場合の事業区分が第3種事業 (みなし仕入率70%) から第6種事業 (みなし仕入率40%) であれば、特別の事情がない限り、負担軽減が図れます。その一方で第1種事業 (みなし仕入率90%) であれば、2割特例を適用することで税負担が重くなる可能性があります。

最も有利になる方法を当事務所からご提案します！

5. 経過措置について

(3) 中小事業者等に対する事務負担の軽減措置

① 内容

- 基準期間の課税売上高が1億円以下等の事業者が、1万円未満の課税仕入れを行った場合、インボイスの保存が無くても帳簿のみで仕入税額控除を可能とする6年間（令和5年10月1日～令和11年9月30日）の経過措置です。
- つまり1万円未満の課税仕入れは、免税事業者からの課税仕入れについても全額仕入税額控除の対象となります。

行	基準期間の課税売上高が1億円以下等の事業者	インボイスの受領	1万円未満の課税仕入れ	1万円以上の課税仕入れ
1	該当する	なし	[5] など	[52] など
2		あり	[5] など	[5] など
3	該当しない	なし	[52] など	[52] など
4		あり	[5] など	[5] など


5. 経過措置について

(3) 中小事業者等に対する事務負担の軽減措置

②TKCシステムの対応

- 基準期間の課税売上高が1億円以下等の事業者が、1万円未満の免税事業者等からの課税仕入れを、誤って課税区分 [52] 等と入力してしまうことを防止できるよう、**確認メッセージ**を表示します。

確認 ×

 取引金額1万円未満の場合、仕入税額を全額控除できるとされています。このため、免税事業者等からの課税仕入れであっても、仕入税額を全額控除できる場合は、課税区分[5][6][7]を入力してください。課税区分を修正しますか？

6. 返還インボイスの交付義務免除

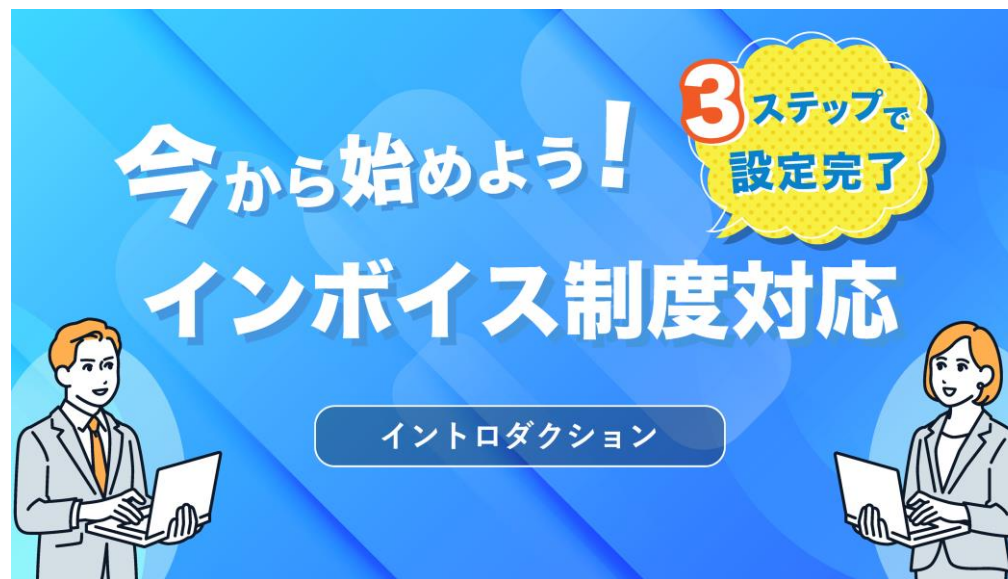
- 振込手数料を売り手が負担する場合、返還インボイスや仕入明細書の発行等の事務負担の懸念がありました。
- 税制改正により、売上に係る対価の返還等について、**税込1万円未満**であれば、**返還インボイスの交付義務が免除**されることとなります(※)。
- この改正は、**全事業者に対する恒久的な措置**です。

※振込手数料を差し引かれて入金された場合、仕訳の計上方法が変わります。具体的な計上方法は、個別にご説明いたします。

令和5年10月 インボイス制度スタート

TKCシステムは、令和5年6月にインボイス制度に完全対応しました。
インボイス制度を正しく理解し、万全の態勢を整えましょう！

また、インボイス制度への対応を単なる制度対応だけで終わらせず、
黒字決算に向けて、会計データを活用した**業績管理体制の構築のため**、
TKCシステムをぜひご活用ください！



END